

## 第 1 1 号議案

長岡京市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

長岡京市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 2 4 年長岡京市条例第 2 2 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 6 号）の一部改正が行われ、同省令を引用する規定の変更を行うため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

長岡京市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年長岡京市条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理者)</p> <p>第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 【略】 (設備及び備品等)</p> <p>第7条 【略】</p> <p>2・3 【略】</p> <p>4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に<u>市長</u>に届け出るものとする。</p> <p>5 【略】 (利用定員等)</p> <p>第9条 【略】</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第4</p>	<p>(管理者)</p> <p>第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 【略】 (設備及び備品等)</p> <p>第7条 【略】</p> <p>2・3 【略】</p> <p>4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に<u>当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長</u>に届け出るものとする。</p> <p>5 【略】 (利用定員等)</p> <p>第9条 【略】</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第4</p>

改正後	改正前
<p>1 条第 1 項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第 4 2 条の 2 第 1 に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第 4 6 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第 5 3 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第 5 8 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第 8 条第 2 5 項に規定する介護保険施設をいう。)の運営(第 4 5 条第 7 項及び第 7 2 条第 9 項において「指定居宅サービス事業等」という。)について 3 年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第 1 0 条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。この場合において、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型</p>	<p>1 条第 1 項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第 4 2 条の 2 第 1 に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第 4 6 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第 5 3 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第 5 8 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第 8 条第 2 5 項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは<u>指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成 1 8 年法律第 8 3 号)附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 2 6 条の規定による改正前の法第 4 8 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第 4 5 条第 6 項において同じ。)</u>の運営(第 4 5 条第 7 項及び第 7 2 条第 9 項において「指定居宅サービス事業等」という。)について 3 年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第 1 0 条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u>この場合において、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない</p>

改正後	改正前
<p>指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。</p> <p>2 【略】 (掲示)</p> <p>第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（次項及び第3項において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 (記録の整備)</p> <p>第41条 【略】</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第43条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得</p>	<p>場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、<u>同一敷地内にある</u>他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。</p> <p>2 【略】 (掲示)</p> <p>第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>【加える】</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第41条 【略】</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>【加える】</p>

改正後	改正前
<p><u>ない理由の記録</u></p> <p>(4) 第24条<u>の規定による</u>市への通知に係る記録</p> <p>(5) 第37条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 第38条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 前条第2項<u>の規定による</u>報告、評価、要望、助言等の記録 (指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第43条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(9) 【略】</p> <p>(10) <u>指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（次号において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u></p> <p>(11) <u>身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(12)～(15) 【略 号の繰下げ】</p> <p>(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。 (従業者の員数等)</p> <p>第45条 【略】</p> <p>2～5 【略】</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満た</p>	<p>(3) 第24条<u>に規定する</u>市への通知に係る記録</p> <p>(4) 第37条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第38条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) 前条第2項<u>に規定する</u>報告、評価、要望、助言等の記録 (指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第43条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(9) 【略】 【加える】</p> <p>【加える】</p> <p>(10)～(13) 【略】</p> <p>(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。 (従業者の員数等)</p> <p>第45条 【略】</p> <p>2～5 【略】</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満た</p>

改正後			改正前		
<p>す介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>			<p>す介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>		
<p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院</p>	<p>介護職員</p>	<p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>指定介護療養型医療施設（医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u>又は介護医療院</p>	<p>介護職員</p>
【略】			【略】		
<p>7～13 【略】 (管理者)</p> <p>第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p>			<p>7～13 【略】 (管理者)</p> <p>第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。</u></p>		

改正後	改正前
<p>2・3 【略】  (身体的拘束等の禁止)</p> <p>第54条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとす</u></p>	<p><u>以下同じ。)の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。))が、指定夜間対応型訪問介護事業者(指定地域密着型サービス基準第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。)、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。))第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)</u>又は<u>指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)</u>若しくは<u>法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。))に従事することができるものとする。</u></p> <p>2・3 【略】  (身体的拘束等の禁止)</p> <p>第54条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>【加える】</p>

改正後	改正前
<p>る。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(3) <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的</u>に実施すること。</p> <p>第64条 【略】</p> <p><u>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u></p> <p>第64条の2 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的</u>に開催しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第65条 【略】</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) <u>次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの</u>内容等の記録</p> <p>(4) <u>第54条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の</u>記録</p> <p>(5) <u>次条において準用する第24条の規定による市への通知に係る</u>記録</p>	<p>第64条 【略】</p> <p>【加える】</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第65条 【略】</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) <u>次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの</u>内容等の記録</p> <p>(4) <u>第54条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の</u>記録</p> <p>(5) <u>次条において準用する第24条に規定する市への通知に係る</u>記録</p>



改正後	改正前
<p>(6) 次条において準用する第37条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第38条第2項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) 次条において準用する第40条第2項の<u>規定による</u>報告、評価、要望、助言等の記録</p>	<p>(6) 次条において準用する第37条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第38条第2項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) 次条において準用する第40条第2項に<u>規定する</u>報告、評価、要望、助言等の記録</p>
<p>3 【略】 (管理者)</p>	<p>3 【略】 (管理者)</p>
<p>第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p>
<p>2・3 【略】 (管理者による管理)</p>	<p>2・3 【略】 (管理者による管理)</p>
<p>第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(協力医療機関等)</p>	<p>第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、<u>これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により</u>当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(協力医療機関等)</p>
<p>第84条 【略】</p>	<p>第84条 【略】</p>
<p><u>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介</u></p>	<p><u>【加える】</u></p>

改正後	改正前
<p><u>護事業者は、前項の規定による協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u></p> <p>(1) <u>利用者の症状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。</u></p> <p>3 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の症状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。</u></p> <p>4 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>6 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関に入院した後に、当該利用者の症状が軽快し、</u></p>	<p>【加える】</p> <p>【加える】</p> <p>【加える】</p> <p>【加える】</p>

改正後	改正前
<p><u>退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u></p> <p><u>7・8 【略 項の繰下げ】</u> (記録の整備)</p> <p>第86条 【略】</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 第77条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第79条第2項の<u>規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第24条の<u>規定による</u>市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第37条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項の<u>規定による</u>報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第87条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第32条から第35条まで、第37条から第40条まで(第38条第4項及び第40条第5項を除く。)、第57条、第60条、<u>第62条及び第64条の2の規定は</u>、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業につい</p>	<p><u>2・3 【略】</u> (記録の整備)</p> <p>第86条 【略】</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 第77条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第79条第2項に<u>規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第24条に<u>規定する</u>市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第37条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項に<u>規定する</u>報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第87条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第32条から第35条まで、第37条から第40条まで(第38条第4項及び第40条第5項を除く。)、第57条、第60条<u>及び第62条の規定は</u>、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。こ</p>

改正後	改正前
<p>て準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>の場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p>

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

##### (重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の長岡京市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第33条第3項（新条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

##### (身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、新条例第54条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討

するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、新条例第64条の2（新条例第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第64条の2中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。